

## 令和2年度北海道貸切バス適正化センター事業計画

### 【事業計画】

- 1 「一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針について」(平成29年3月31日付国自安第272号、国自旅第425号)に基づき、巡回指導計画を立てる。  
なお、令和2年度の巡回指導実施計画は、別表のとおりとする。
- 2 事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行う。
- 3 事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立を図る。
- 4 白バスの防止を図る啓発活動を行う。
- 5 一般貸切旅客自動車運送事業に関する旅客からの苦情の処理を行う。

### 【巡回指導営業所】

- 1 管内事業者数(令和2年7月31日現在) (R02.02.01)
  - (1) 事業者数: 225者(会員: 123 非会員: 102) 230
  - (2) 営業所数: 319営業所(会員: 206 非会員: 113) 328
  - (3) 車両数: 2,896両(会員: 2,042 非会員: 854) 3,113
- 2 営業所選定要領
  - (1) 選定(除外)条件(次に該当する営業所を除く。)
    - ア 令和2年度監査対象営業所(35営業所)
    - イ 安全性評価認定取得事業者(三ツ星)で巡回指導時「指摘無し」営業所
  - (2) 選定における考慮事項
    - ア 巡回指導回数の少ない営業所
    - イ 直近の巡回指導日から期間が経過している営業所
    - ウ 直近の巡回指導評価が「B又はC」の営業所
- 3 巡回指導件数(7月20日以降)
  - ア 巡回指導員の体制(指導員数5名→3名)  
1.5グループ(1グループ2名)で計算
  - イ 7月以降の実施可能日  
年間 147日
  - ウ 巡回指導件数  
 $147 \text{日(実施可能日数)} \times 1.5 \text{グループ} \div 2 \text{(2日で1件)} \doteq 110 \text{営業所}$
- 4 巡回指導実施営業所数 110営業所(計画数)